

第7回安城市市民参加条例と協働に関する指針策定審議会 議事録

日 時：平成23年10月14日（金）15：30～17：05

場 所：安城市役所 本庁舎 第10会議室

出席者：加藤勝美委員・大参斌委員・横山松男委員・山内正幸委員・大野裕史委員
古濱利枝子委員・草苺玲子委員・小森義史委員・石川政子委員
小鹿登美委員・昇秀樹委員

欠席者：大場順也委員・山寄正裕委員・旭多貴子委員

事務局：永田副市長・中根市民生活部長・神谷市民協働課長・長谷市民協働係長
中山・池田

傍聴者：3人

事務局： ただいまから、第7回安城市市民参加条例と協働に関する指針策定審議会を開催させていただきます。最初に市民憲章の唱和を行います。

<安城市民憲章唱和>

本日の審議会につきましては、大場委員、山寄委員、旭委員から欠席の連絡を受けております。今回の審議会では傍聴の方がいますのでご報告します。それでは加藤会長からあいさつをお願いします。

1. あいさつ

加藤会長： こんにちは。6月に第1回の会議を行い、今日が第2回目です。本日の議題は、協働に関する指針、またアンケートの結果についての報告があり、量がたくさんありますので皆さんお願いします。

事務局： ありがとうございます。続きまして、永田副市長からあいさつ申し上げます。

永田副市長： 安城市副市長の永田です。今年度はこの会議は2回目で、通算すると7回となる安城市市民参加条例と協働に関する指針の策定審議会です。出席誠にありがとうございます。市民参加条例については、皆さんにご審議してもらい、この4月から条例として施行していますので、今後は協働についてのご審議を頂くことになります。本日お手元に配りました、第1案は、市民会議でありますあんねっとのグループが昨年から検討してきたものをまとめたものです。

協働に関する指針につきましては、今年の２月に市長選挙があり、その際、市長のマニフェストで謳われておりました「協働推進条例を制定し、公募提案型の自主活動補助制度を創設する」とあります。それに向けての指針づくりになるかと思います。

もう一つの議題であります、アンケートの調査結果も報告させていただき、今後の指針づくりの参考にしてもらいたいです。

皆さん、より良い指針づくりのためにご協力賜われますよう、私のあいさつとさせていただきます。

事務局： それでは早速、議題に移らせていただきます。ここからの進行は加藤会長によりしくをお願いします。

２．議題

（１）協働に関する指針（第１案）について

加藤会長： 「議題（１）協働に関する指針（第１案）について」事務局より説明をお願いします。

事務局： まず最初に、資料のご確認をさせていただきます。本日は、先に郵送させていただきました、指針（第１案）とアンケートの調査結果報告書のこの２つについてご審議いただきます。それぞれ今日、お手元にお持ちいただいておりますでしょうか。

【資料確認】

資料１ 安城市「協働に関する指針」（第１案）

資料２ 「市民協働に関するアンケート」調査結果報告書

それでは、協働に関する指針（第１案）について説明します。この指針は、あんねっとで今年の９月９日の第２１回までに議論された内容を中心に、安城市の協働を具体的に推進していく内容や方策をまとめたものです。また、昨日、第２２回のあんねっとを開催し、お手元の協働に関する指針と同じものを配り、議論をしました。後ほど、あんねっとを代表して正副会長から、昨日の議論の内容やこの指針にある個別の内容について、説明いただけるかと思います。

この指針の策定方法ですが、本日はこの第１案についてのご意見を、皆さんに多方面からいただきたいと思います。その意見は、指針を改善するためのご助言として、またあんねっとの方へお伝えして、次回１１月１０日のあんねっとで議論していただきます。その後、まとめられた指

針について、次回の審議会で、もう一度皆さんにご審議を頂きたいと考えております。

それでははじめに、担当の方から指針の概要につきまして説明させていただきます。

お手元の協働に関する指針の第1案につきましては、市民会議の意見を中心にとりまとめました。今後につきましては、本日の審議会結果、アンケートの分析結果・提言などを盛り込みまして、最終的にあんねっとと審議会で相互に議論を重ねて、年度内に完成目指しております。

今回の(第1案)につきましても、すでに若干修正点などございますが、改善点などお気づきの点、ご意見をいただければと思っております。

次に、この指針の読み手ですが、これから協働事業を計画・実施する市民活動団体や協働に関心を持った市民などを対象に作成しました。よって、全く予備知識のない一般市民には、一部専門的な用語や分かりにくい表現が含まれているかもしれませんが、今回の読み手の想定からは外してあります。一般市民向けの協働推進の啓発冊子等で、指針完成後に検討していきたいと考えております。

また、安城市の協働に関する指針は、協働を推進するために、まずは担い手の育成が必要と考えました。育成した担い手は、新しい公共の受け手となるような、安城市と連携してまちづくりを支えていく目的をもった、NPO団体と安城市との協働事業を活性化していくような施策や計画も、入れるような指針にしました。

それでは、指針の最初のページを開いていただけますでしょうか。左に風車の構成図、右に目次がございます。

まず風車の構成図ですが、こちらは先日、委員の皆様にご送付させていただきました「協働に関する指針」づくりの手引きにも付属していたかと思いますが、この風車の図を利用して、あんねっとでは指針の構成をイメージしてパーツを組み合わせるように考えていきました。デンパークの風車がモデルになっていまして、協働を推進するために必要なものが風車のそれぞれのパーツで表わされております。

全体構成ですが、それぞれを大きく4つの章で分けて、第1章風車の胴体、第2章風車の土台、第3章風車の羽、第4章風車の空と表現し、この4つの章立てでこの指針は組み立てられております。

第1章風車の胴体では、「協働」に関する基本的内容としまして、協働の目的、担い手、効果、基本原則、領域や形態などがまとめられています。

第2章風車の土台では、協働を推進するためとしまして、安城市の「協働」の現状から課題を分析し、課題を克服するための施策を提案しました。また、その施策をうまく実行させるための制度づくりと、体制づくりを合

わせてまとめてあります。

ここまでの指針の主旨としまして、次の第3章につきましては、風車の羽では、持続可能な協働推進のしくみとしまして、あんねつがこの「協働に関する指針」をつくるために、4つの分科会に分かれ「ひと」「場所」「お金」「情報」という協働を推進するための必要な4つの要素を掘り下げて、安城市の協働を推進していくためには何が必要か考えました。その内容につきましては、第3章にまとめてあります。

最後の第4章風車の空は、まだ現在は空欄となっておりますが、ここにはアンケートの分析結果から導き出された提言や、この指針が完成した後は、実際にどのように協働を推進していくのか、どのような活動が考えられるのか、継続的に進めていく方法をまとめ、この第4章に入れるよう予定しております。

それでは指針の詳細説明に入りますが、ここからは、指針の内容を考えられた市民会議あんねつとを代表する、小森委員、石川委員、小鹿委員から順次説明をお願いします。

小森委員： まず、第1章としまして目次のとおり協働に関する基本的内容がありまして、次に開いていただいて1ページ目にとということで、はじめに、1「協働」とはがあり、ここでは自治基本条例にある協働の定義について踏まえながら、それを少し噛み砕いた表現で四角の中に書かせてもらっています。市民、市民活動団体、事業者及び市がそれぞれの良さや強みを持ち寄って、「サラダ」のようにお互いを活かし合い・助け合うことと書かれていますが、ここで「サラダのように」とは、と皆さん疑問に思われるかもしれませんが、最後に石川副会長から想いを説明してもらうので、お楽しみに待っていてください。

その下に安城市の協働の背景を書いています。1ページ目の下段のところ、自治基本条例の前文を踏まえつつ、なぜ安城市で協働が必要なのかを説明しております。右側2ページの最後の方に、指針の制定の目的やねらいが書かれています。このページで、ざっと安城市の協働はどういうことで、なぜ必要か、この指針のねらいは、がここを読んでいただければ分かるようになっています。

次のページをめくっていただき3ページには、誰が「協働」に取り組むのかということで、協働の担い手を書いています。自治基本条例では、登場者として市民、議会、市という3者でしたが、この協働の中では、市民個人と、市民活動団体、事業者と3つに分けています。

例えば、市民の役割と責任では、まず関心を持つ、それから理解を深める、行動する、参加して、協働や全体の利益の意識を持つように、市民として役割や責任を果たして欲しいということです。このあたりは、

中間報告を中心に少し付け加えさせていただいてまとめています。さらに右側には、市民活動団体の役割と責任、事業者の役割と責任、市の役割と責任と、それぞれの担い手の役割と責任が書いてあります。

次に3項ですが、中間報告では「協働の目的」と書きましたが、目的よりは、協働をやることによってどういう効果があるのか、ということのいいかなと思い、タイトルをこのような表現にしております。下の方には協働の効果として、コマを4点書いております。

右ページには、「協働」をするときに大切なこととして、中間報告では「キーワード」として書いていましたが、協働の担い手がどういうことを原則として活動を進めていったらいいのかを、6項目作りました。自主・自立の尊重、対等の関係、相互理解、目的・目標の共有、公開・透明性の確保、評価の実施の6項目をあげております。その裏面にそれぞれの項目の説明が書いてあります。書いてある内容は、中間報告のとおりとなっています。

8ページは、中間報告では触れてなかった部分ですが、協働の領域と形態について、今現在もやっている活動が協働と理解していない人もたくさんいますが、昨年度の協働事例60ありますが、これを分類して書いています。

領域としては、一番左側が市民主体として市民が自主的にやる活動。一番右側のところが、市が単独で責任を持ってやる領域。市民と行政が協働していく領域として、3つに分けられるのではと思います。ちょうど真ん中が双方協力して行い、左寄りには市民主導で自主的に行って、右寄りには行政が主導してやると、協働の中でも3つの領域があるという考え方で整理しております。

9ページは協働の形態ということで、これは2004年に愛知県の協働ルールブックというものが作成されていますが、基本的にはそのルールブックに定められた形態を踏襲したもので、4種類に分けています。委託、補助、事業共催、その他という形で分類しています。右側がその形態別の説明になっております。

これを、昨年度の協働の実績としてみると、どういうのがあるのかというのが10ページにあります。昨年度の協働事業60の内、市民主導が38事業、双方対等が16、行政主導が6ということで、市民主導が圧倒的に多いということが分かっていると思います。

さらに市民主導の38事業を形態別に分けて、委託が22件、補助が11件、その他が5件ということで、実際の協働というものがどういう風にやられているか、やっけていただいている方も、これを見てもらうと分かると思います。全ては表現できませんので、その中で主な内容として、市民主導では「放課後児童健全育成事業」「エコセンター社会実験」

というものなどがあります。次のページには、補助やその他の市民主導の事例があります。

次は双方対等というところで、事業共催という形が13件と非常に多く、委託が2、補助が1となっています。下の方に、事業共催ということであれば、「男女共同参画講座やフォーラムの実施」「交通安全推進協議会」などが事業共催として行われていることが分かります。

それから右側12ページにいて、行政主導として数的には少ないですが6件載っています。委託が1、その他が5ということで、その他の内容が使用料負担や一部事業協力などということです。以上が第1章の協働に関する基本的内容になっています。

事務局： 続いて、第2章13ページからは、施策のことがありますので事務局から説明をします。

まず第2章は協働の現状と課題として、あんなことで去年の13回、14回で安城市の協働のできていること、足りないもののワークショップを通じて、強みと弱みを分析した結果の課題を、主に5つに分けて書いています。

課題1、協働によるまちづくりや市民活動に関心がない。ここでは主に、いつも特定の人を中心になって活動を行っており、参加する市民や市民活動団体の層が広がらない、協働に対する理解がまちまち、または協働に取り組んだことがない、きっかけづくりが必要であると、ここでは関心や理解、きっかけをつくるということが課題としてあげられています。

課題2では、活動を広げたり継続していくためのノウハウがなく、協働するまでに至らない。これは、市民や市民活動団体には、自身の活動を広げるために長所をわかりやすくアピールする力が不足している、市は市民活動団体と市との協働事業以外の情報を把握できていない、市からの支援情報などのPRが不足していることとして、情報の受発信能力の不足があげられています。

課題3は、協働するきっかけとなる情報交換や交流の機会が不足している。ここでは、団体相互の情報交流が不足している、協働するパートナーとして他の団体などの情報を知り得ていない、すでに協働に取り組んでいる人に対しては、協働がもっと盛んになるように専門的なサポートが必要であるということで、情報の交流や、団体の能力をサポートする、そのような課題があがっています。

課題4、協働を推進するコーディネーター的役割の人が不足している。内容として、団体間の活動をつなげるコーディネーターについて、市民会議でも話されていましたが、いわゆる人と人、団体と団体、情報と情

報などあらゆるものをコーディネートしていく、専門的なコーディネーターが不足していると、課題4にあげられています。

最後の課題5、協働する団体を育成する資金援助制度が不足している。内容は、市から市民活動団体の活動に対する補助金制度はあるが、市民活動を始めるきっかけづくりのための補助や、NPO法人の設立を補助する資金援助制度がないということで、課題5にあげられています。

15ページからは、5つの課題を解決するために、具体的施策が5つ出されています。この施策は、市の施策として実施すると読んでいただければと思います。実際に書かれたものが、どれくらいの時期に取り組まれるのかということで、目標時期という枠を定めました。目安として、短期は1～2年、中期は3～4年、長期は5年以上として定めて、これはその事業に取り組む時期として書きました。

施策1は、多くの市民のまちづくりに対する関心を高めますということで、課題1に対して、市民活動のきっかけや関心をもってもらうために、協働のシンポジウムの開催事業、協働の指針に関する出前講座事業で、広く協働をPRしていく、協働の知識を知ってもらうということを柱として、短期的に取り組んでいきます。

施策2では、協働事業を行う団体を増やす、実務的な技術指導と協働事業につながる情報を提供しますでは、課題2であがっていた、情報発信や情報収集について、「団体登録申請書・活動報告書の書き方」で、こちらは主に市民活動センターの登録の申請書、団体の活動報告書のことで市民活動センターで閲覧できます。効果的な活動報告書の整理などを行い、市民活動センターから情報発信をしていきたい、この事業をあげています。「協働事例集発行事業」としては、実際に行われている協働事業を集めて具体的な事例集としてまとめて、情報発信、収集を手助けしていきます。

施策3では、協働のきっかけとなる情報交換や交流の機会を作ります。ここは、3つあげられており、市民活動支援施設担当者の交流事業として、市民活動支援施設が市民協働課では市民活動センター、生涯学習課ではボランティアセンター、社会福祉協議会は社会福祉協議会ボランティアセンターがあり、その担当者間で情報交換をして、協働を連携して推進する事業としてあげています。市民活動団体の交流事業として、お互いが情報交換ができるような場を提供する。また、マッチングコーディネートは、始めたい人、市民活動をやって欲しい人が出会う事業です。協働事業コーディネート事業は、協働したい人や団体相互をマッチングする事業としています。

施策4では、「仮称あんじょう協働サポータークラブ設立支援事業」「仮称あんじょう協働コーディネーター育成事業」として、人を育成してい

く事業となっています。サポータークラブ設立事業では、中間支援団体として、市民活動団体同士をつないだり、市民活動団体をバックアップするような中間支援の役割を果たす団体を設立します。コーディネーター育成事業は3年計画をたてて、具体的に研修を受け、協働の知識をつけた方をコーディネーターとして育てます。また後々サポータークラブのメンバーとなってもらおうという事業展開も考えています。

施策5では、協働を資金面から支援する「仮称あんねっと基金」を整備しますとしまして、「仮称あんねっと基金立ち上げ事業」「仮称あんねっと基金運用事業」ということで、基金を作り、上手に運用していく施策としてここであげています。現段階では、まだ内容が煮詰まっていない部分もあり、これから検討していきます。

18ページからは、協働を推進するための制度ということで、今説明してきました施策や事業をうまく回すために、支援策、制度として整備する必要があると、あんねっとで話し合われたものです。団体登録制度では、先ほど説明しました3ヶ所のセンター登録を統一することで、どのようなメリットがあるのかをまとめてあります。

19ページは、協働事業提案制度ということで、これは2通りの方法があります。1つ目は行政側から協働事業を公募する場合、2つ目は市民活動団体が助成を受けて実施する場合の2通りが考えられていますが、詳細についてはこれから検討していきます。

次に公共サービスへの参入機会の提供制度で、市が行う業務のうち、市民活動団体の特性を有効に活用しようという主旨です。

右側20ページですが、協働事業の評価制度では、市及び市民活動団体などは協働で事業を実施した後は、自己評価及び相互評価を行いその評価結果を公開することで、さらによりよい協働を目指します。

協働事業表彰制度では、事業者にやる気を持たせたり、新しい協働の方法を周知していくきっかけとします。これは、市民活動団体同士が互いに手作りの企画をし、活動報告をして表彰をする。また、意見交換・交流ができる場として使っていきたいと思います。

21ページの協働推進計画制度は、今後指針や条例が施行され、その後行政が推進状況を進捗管理するために、計画が必要であろうということを入れました。

協働推進評価会議制度では、現在市民参加条例の市民参加推進評価会議が設置されていますが、協働においても推進していくチェック機関が必要であろうということで、協働推進評価会議の設置を考えています。あんねっとでは、市民参加条例の評価推進会議と同一にして、参加と協働を同時にチェックしていくような会議・機関としては、との意見が出ています。

23、24ページは、今まで話した施策をどのように運用していくの
がいいのか、ダイアグラムで分かりやすく説明してあります。中心の「社
協ボランティアセンター」「生涯学習ボランティアセンター」「地区公民
館」「地区社協」は、協働をしていく市民活動団体の活動場所を表してい
ます。その外枠に、実際に協働を推進していく担い手が描かれています。
これらの連携とあんねっと基金をどう活かしていくか、図によって分か
りやすく表現しています。

ここまでが第2章の説明になります。

小鹿委員： 第3章、25ページは実際にあんねっとで話し合われた内容になっ
ています。この指針は、第3章を受けて第2章を提案していまして、他市
にはない組み立てになっています。

まず、ひと、場所、お金、情報と4つに分かれて話し合い、持続可能
な協働推進の仕組みを考えていきました。4つはそれぞれ独立していな
くて、とても密接な関係を持っています。特に、ひと、場所、情報は重
複しているとうご理解ください。

26ページの「ひと」では、「(仮称) あんじょう協働コーディネーター」
育成プログラムを創設しますということで、現状の課題から、活動
を広げるノウハウがないとか、行政と協働できないということがありま
した。

まず、市民と市の両面から育成をして、それによって市役所全体で、
協働によるまちづくりを推進しようという体制を目指します。27ペー
ジ、安城市では、すでに社会福祉協議会ボランティアコーディネーター、
生涯学習コーディネーターがおり、その既存コーディネーターと連携強
化をしながら、横のつながりを強くしていきます。「(仮称) あんじょう
協働サポータークラブ」の結成は、コーディネーター研修の卒業生を核
として行います。

下の方の四角で囲われている部分は、実際にあんねっとで話し合われ
た内容を掲載しています。例えば、3か年計画でコーディネーター10
0人を、職員70人、市民30人の7対3で育成していきたい。また新
しい若い世代の人を育成しないといけない。市民の意識そのものを向上
させていくことが大切だし必要だ、との意見が出ています。

次に「場所」では、眠れる市民をつつき起こせです。協働をする「き
っかけ」は、地域分散型で、すでにある地区社会福祉協議会、地区公民
館などの既存施設の活用が効果的です。さらに市民活動センターにハブ
機能を充実させ、情報や人をそこでつなぐという役割を持たせます。先
ほどのダイアグラム図にもありましたように、社会福祉協議会ボランテ
ィアセンター、地区社会福祉協議会、地区公民館などが連携を強化して

取り組んでいきます。

29ページですが、(仮称) あんじょう協働サポータークラブは、主に活動センターを拠点に活動する内容が書かれています。下の四角の一番下、「ひと」と「情報」が出会うことで、つながり、支え合い、新しい何かが生まれ分かち合うことができる場所が必要とあり、地域に分散した地区社会福祉協議会と地区公民館、そしてハブ機能としての市民活動センターがあり、そこで活動するサポータークラブという連携になっています。

「お金」では、あんねつと基金という名前をつけています。これは市民・企業から寄附を募り、協働活動を資金面から支援することです。基金による財政的支援では、団体への支援を考えたときに4段階あります。各団体の成長に応じて、財政支援をしていこうと考えています。既存の助成制度、社会福祉協議会などとマッチさせ、より状況にあった財政支援をしていけたらと考えています。

積立・寄附ですが、市からの積立金に加えて、広く市民・事業者から寄附を募ろうと思います。寄附をする側にもメリットがあるように、例えば横浜市で行われている、税優遇措置では市民税の控除や法人税の減免をしていけたらとも思っています。32ページの基金運用のイメージ案ですが、これはあくまでもイメージ案なので、これからもっと具体的に良くしていきたいと思っています。

30ページに戻っていただいて、四角の枠の中、市が関与して、市民や企業から寄附を集めます。市民活動に関心を高め、社会責任を意識する効果を期待します。また、寄附を募る工夫ですが、税収に頼らない市民ファンドレイジングを取り入れようと思います。他にも、工夫としてマイクロギフト、寄附選手権、寄附ハックなどゲーム感覚で寄附を募る方法も入れていこうと思います。

33ページ「情報」では、情報の連携・交流を深めることですが、既存の市民活動センター、社会福祉協議会ボランティアセンターで情報交換、交流が必要です。そして、市民活動センターは情報交換のハブ機能を担います。あんねつとで出た意見としましては、協働事例集を作成して欲しいとの意見は、先ほどの施策で取り上げています。以上です。

石川委員： 先ほど小森会長からも言われましたが、サラダの表現の「協働」とはですが、市民活動団体と、事業者、市が、それぞれ目指す強みを持ってサラダのように、お互いを活かし助け合うということです。いくら良い計画を作っても、絵に描いた餅では意味がありません。まだ協働という言葉は初めて聞く人たちに、分かりやすく1章から4章を説明するに当たって、取っ掛かりにサラダと入れさせてもらいました。安城は農業先進

地でもありますし、いろんな野菜を使って皿にのせて、その中にはちょっとした苦味もあるし、辛いのもあり、それがいろんな団体や事業者としていろいろなものを作り上げていくことが協働ではないかと私は考えました。サラダは他市にはない表現だそうですが、安城市の協働の指針にぴったりの言葉だと思いました。２ページの下にサラダの絵でも入れようとの声もあがっております。安城に新しい流れが出来ることを願ってここに入れさせてもらいました。以上です。

加藤会長： ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。

草薙委員： ここまで具体的に列記されているものはないかと思いますが、この指針は安城市として出されるのですか。そうしますと、ここまで踏み込んで施策的なことまで入って行って、はたして実現可能なのかと疑問に感じました。私たちみたいな市民活動する側にとってはこういう方法もあるのかと、すごくいいなと思いましたが、指針自体が方向を示すということで聞いていたので、施策までに至っているのにちょっと違和感を持ちました。

もう一つは、安城市が出すものなのか、市民会議が出すものなのかあいまいなところがありまして。例えば、１ページの中に「私たち一人ひとりが、自ら考え行動する自立した市民」と書いてありますが、９ページには「今後も市民活動団体がますます増加・成長するように、市は積極的な情報提供により協働事業を増加させていきます」と、その場その場で、市民活動団体と、行政と立場があやふやかなと思っています。これを一冊の指針に盛るのは、いいものが出来ているのですが、ちょっと無理しているのかなと思います。

加藤会長： 今のご質問に対して返答をお願いします。

事務局： この指針は、あんねっとで話し合われたものを中心にここでまとめています。あんねっとには、市民の公募で集まった方々と１１人の市職員プロジェクトチームで構成しています。あんねっとで話し合われていた議論が、市民より、行政よりではなくお互いに協働していくには担い手がいけないので、市民の立場、行政の立場から意見をまとめたものが指針になっています。

言葉の書き方ですが、まだ第１案ですので、統一性を持たしていくことは私も必要だと思っていますので、文末の書き方などには考える余地はあると思います。内容については、市民と職員で作ってきてお互いの立場が

書かれており、これがこの指針の特徴なのかなと思っています。

もう一点の施策の件ですが、あんねっとの分科会について先ほど説明しましたが、皆さまにも先にお送りしています指針づくりの手引きを使って、いろいろな事例を集めてきてもらいました。職員については、実際に協働を推進している都市を順番に視察してきました。4つの班でそれぞれ2名ずつ程度、計8人が2ヶ所ぐらい行ってきており、視察した内容も含めてこの施策のページにまとめています。先進的な事例を学んだ中で市民と議論をして、指針としてはある程度のハードルの高さのある大きなものを、積極的に取り入れたほうが良いのではと、まとめた次第です。

草薙委員： 十分に分かります。あんねっこの思いと、市の皆さんのこうありたいという気持ちは分かりますが、私が実際に活動している中で、一元化するっていうことが、例えばハブ機能を持たせてというのは車輪の中心軸で、市民活動センターに任せていくと理解をしましたが、本当にその集約というのが必要なのか。それぞれがそれぞれの中心を持ちながら、動きながら手足が絡み合うくらいならいいけれど、これを見ると、たこの頭から分かれている感じがします。本当に集約するというのには意味があるのですか、と感じています。

あと、一冊にするということは、もっと文末などの表現を工夫してまとめるという回答をいただき、それはそれでいいですが、もうひとつ、一番根本的なものは、13ページの「課題1. 協働によるまちづくりや市民活動に関心がない」という切り捨て方はどうでしょうか。確かに私も始めたころには協働という言葉は知らないですが、なんらかの動きをしたいと思う人は多いのではないかと思います。だから、こうやって指針の中で切り捨てるのは少し異論があります。これは質問ではありませんが。

加藤会長： ご参考にさせていただきます。他にはありますか。

大野委員： 8ページの「どういう場面で協働ができるのか」ですが、ここは事例なのかと思い見ていきました。市民が主体と行政が主体を除いた真ん中が協働だよという部分は分かりやすかったです。その次のページの、市民と団体が協働する場合、事業者と市が協働する場合とか出てくるのかと思ったのですが出てこなかったのも、市と何かをするときにしか協働と言わないのかという印象を受け違和感がありました。

3ページの担い手で、市民、市民活動団体、事業者、市と4つに分けたときも、小森さんの話で市民を3つに分けたことから、後ろの方で市と市民だけが出てきてしまったのかな、という気がしました。他のとこ

ろにも左側のバーを入れてもらうだけで成り立つと思いますので、右側の行政だけでなく、市民活動団体同士が協働するとか、市民と事業者が協働するというのがあるって、そういう場合でも補助金が出る。市とやらないと補助金が出ないではなくて、他の場合でも補助金が出る方が良くないかなと思います。そういう部分で違和感がありました。

もう一つ些細なことですが、一番最初の協働の定義の中に、「市民、市民活動団体、事業者及び市がそれぞれの良さや強みを持ち寄って、サラダのようにお互いを活かし合い・助け合うことです」とありますが、この下の「まちづくりの担い手として、助け合いながら協働することが必要になります。」の部分で、この協働を助け合いと書いてしまうと、「助け合いながら助け合う」と重複することになってしまいます。協働という意味は、単に助け合う意味だけではなく、何かを達成する、まちづくりを实践するなどのためにそれを助け合って行うという意味合いがあって、実際は助け合う要素もあるんですがこちらが本音になってしまっているの、前の書き出しのところを修正してもらうとわかりやすいのかなと思います。

加藤会長： それでは返答どうでしょうか。

事務局： 確かにご指摘のとおり、定義の部分で重複があり「助け合うこと」になっていますので、文章表現につきましてはまだまだ改善の余地がありますので参考にさせてもらい修正していきます。もう一点、協働の事例ですがご意見のとおり、市と市民団体だけが協働ではありません。事業者と市民、市民団体と事業者などありますが、市と活動している団体の資料をここに入れました。もう少し実際に分かりやすいように、事例については拡大して載せていきたいと思います。

大野委員： 市と市民だけがという意味じゃなくて、たくさんの人がやっていくと後ろの方には書かれているので、皆さんの思いは一緒だと思いますが、ここの部分だけ浮いている感じがあるので。

加藤会長： 他にはどうでしょうか。

山内委員： 事業者という立場から、感想だけを述べます。17ページの施策のところ、資金的な面が出ています。この問題に対して、中長期的と出ています。それと後ろの25ページで、お金のことについていろんな分析をしていると思いますが、私たち事業者から見ると、色々な組織を作るとき、お金が避けては通れない問題だと思います。活動を持続する、

積極的にやることは大事なことだと思いますが、今回の施策を見ていると、中長期的な位置づけで解決されており、あまり触れられていることはないですね。実際は、NPO活動や市民の活動などでは、個人の負担もありながらやると、一時的なもので終わってしまうということがあります。こういう指針を作るときにはもっと砕いていったほうがいいのでは、という感想です。

事務局： 基金については立ち上げることはすぐにでも可能なのですが、その資金については税収に頼ることになってしまいます。例えば、市民の方にも資金を寄附してもらう方法として、仮に50万円寄附してもらい、マッチングギフトとして市がもう50万を寄附する。この組合せをマッチングギフトと言い、基金として積み立てていく制度です。ただ、今後行政の方も税収が不透明になる中で、マッチングギフトだけが正しい方法なのかを含めて、何か良い仕組み、また市民の方々が個人でも積極的に寄附に参加する方法を入れ込んで、基金の運用を考えていきたいと思っています。

中長期的な目標時期ですが、もうちょっと噛み砕いて出来るところから達成していくように、現実的で具体的な施策が事業として分けても良いのかと思います。

昇委員： 3点あります。この指針は全体的によくできていると思いますが、まず1点、この文章は安城市の行政文章なのか、あんなっとの文なのか、この文章の責任は誰にあるのかを整理された方がいいと思います。市民でまとめたものを、もう一度行政の立場からリライトするのが普通だと思います。市民と一緒に作った、としても良いでしょうが、それによって主語も変わってくると思います。市として、読み手はこういう人を想定していますと、入れておいてもらったほうが分かりやすいと思います。

第1章1ページのサラダの部分ですが、アメリカはメルティーポットをサラダボールと表現して、イタリアン、チャイニーズそれぞれの特色があるとしている例があります。今回は、サラダと書くと唐突感があるので、文章にしてトマト、きゅうり、レタス、にんじん、パセリなどそれぞれの良さを組み合わせていくような市民活動団体として、具体的に書いておくにより誤解が少ないかなと思います。

大野さんが言ったことに賛成ですが、安城市の自治基本条例は市民、議会及び市とその他執行機関がそれぞれの役割や連携しあいながら協力していく、これを協働の定義としています。市民と市が連携し補完し合うことを安城の憲法では協働の定義としています。ただし、自治基本条例は権力者に対する縛りですから、その協働の定義をきっちりここで持ち出さなくてもいいのではないかな。市民活動の時は、市民と市民が協力するのを、市

民と行政が協力するのも全部協働だということで、ここでは定義の決め方の問題なんだと思います。自治基本条例の定義は広義だと思いますが、この指針では狭義になると思います。市民と行政が協働する場合は、この８ページのようになってくるわけです。市民主導、双方対等、行政主導とありますが、全部が双方対等のはずですので、真ん中の部分は広義に分担などになるのでしょうか。

もう一点、行政がこういうものを作るときに一番注意しないといけないことは、市民には市と協働する市民と、市に対して反対する市民がいるわけですね。市・権力者と一緒にやらない市民にも公平に対応しないといけないわけで、そういう人に対しても意見も聞いていけるのか、そういうことを確認のために書いてあって欲しいです。

事務局： 書き方についてのアドバイスも頂いたので、全体的に改良して第２案を作成していきたいと思います。

草薙委員：（仮称）あんじょう協働コーディネーターを作るということでしたが、しっかり考えてから先の見通しをつけて、育成をどうやってして、それがどうやって動いていくのかという事も考えて検討してから、載せていただきたいと思います。

加藤会長： ありがとうございます。いろいろな人の意見を聞かせていただき、様々な考え方もまとめて、よろしくお願いします。それではこの安城市の協働に関する第１案の方を終了させていただき、次に（２）の市民協働に関するアンケート調査の結果についての説明をお願いします。

（２）市民協働に関するアンケート調査の結果について

事務局： 市民協働に関するアンケートの調査結果報告書をご説明させていただきます。

このアンケートにつきましては前回の審議会でも調査内容について、ご審議いただいたもので、７月１日から１５日までを調査期間として実施させていただきました。対象者は在住の無作為で選んだ１６歳から７９歳までの市民２，０００人に行いました。実施結果は回収数１，０３５の内、無記入の無効票が２票ありましたので、有効回収数は１，０３３票で有効回収率は５１．８％になります。表の見方につきましては、母数を N で表しており、小数点第２位で四捨五入しております。また、合計が１００％にならないところもございます。あとクロス集計をしまして、見づらいところもございますが、これから分析を行いますので、今日のところは

調査結果だけのご報告とさせていただきます。

では3ページから回答者の属性になります。性別を聞いており、回答者ですが、安城市の人口世帯割で16歳以上の人口で割ると、Nが149,295となっております。これは16歳以上の人口で、全体では181,302人が住民基本台帳上で4月1日現在の数字となっております。回答された方については、女性が55.5%と人口比率が少し変わっていきまして、女性の方が非常に興味を持ってお答えいただいたという結果になっております。

次に4ページの年齢構成についてですが、グラフの右側が安城市ということですが、これはNが149,295ということですので、10代というのが16歳以上で、左から10歳代、20歳代、30歳代、40歳代、50、60、70歳代以上という順になっています。回答者の世代は、壮年層の40、50歳代の方が非常に多く回答していただいている傾向となっております。

次に5ページが職業について、これは男性の方は全体的に勤め人の方が多いということで、女性についてはフルタイムよりも、パートタイムのほうが多い傾向となっており、当然若い世代の方が、年代別で見るとフルタイムで働いている方が若い世代から50歳までに多い傾向で、60歳代になるとそうではなくなってきました。

次に家族構成で、7ページにダンゴグラフで表しております。全体としては15歳以上65歳未満の方が多いという結果となっております。30歳代までの方が未就学との同居、40歳代では小中学生との同居が多い割合となっております。また、高齢者の単身世帯はほとんどなくて、1割弱となっております。

8ページの中学校区は全体的に見ると、年齢構成について学区の違いに大きな違いは見られません。

10ページからは居住年数になります。安城市に30年以上住まわれている方が46.6%となっております。それから、一番多いのは桜井中学校区で60%程あります。ただ、西中学校や篠目中学校につきましては、区画整理事業が終わったところということもあり、若い世代が多いということが想像できますが、その他の地域につきましても、地域性と居住年数を分析していきたいと思っております。

次に11ページから、地域活動という事で町内会等について聞いております。町内会に加入していますかという質問に対して、全体としては88.5%の方が町内会に加入しているとなっております。居住年数で見たときに5年未満の方が加入している人数が少なく、5年以上の方が88.6から88.2と加入率が非常に高いという結果となっております。

12ページの方は、同じように加入率と中学校別の加入率となっております。

ます。やはり若い世代の方が、加入率が下がっている傾向になっております。

次に問7について、13ページで加入していない理由は何ですかということで、一番多いのが、役や当番をこなすのが時間的に困難だからということが多いということです。加入の少ない10歳から20歳については、町内会の活動に意義が感じられないという結果になっております。年代別については14ページに書かれております。

15ページからは、地域活動への参加状況ということで、あなたは地域における活動にどのように関わっていますかという問いに、地域の活動を①から⑧に例示しまして、役員を経験したことがある、または参加したことがあるが一番多かったのが、子ども会、PTA、スクールガードなどの青少年育成活動になっております。また、全ての活動において、関わっていない方が5割を超えています。16ページが性別、年齢別にまとめたものになります。

次に17ページの地域活動の必要性ですが、地域活動が必要だと思うと、ある程度必要だと思うの割合は、約9割を占めています。問8の地域活動に参加したことがあるでは5割程度しか参加したことがなくても、皆さん地域活動について必要性を感じているという結果になっております。

18ページからは、地域活動の状況としてあなたがお住まいの地域における活動は、全般的にうまくいっていると思いますかということで、ほとんどがうまくいっている、どちらかといえばうまくいっているということになっていますが、少ない学区もあります。安祥中学校校区や安城北中学校校区、桜井中学校校区では若干他の学区よりもうまくいっていると感じているが低くなっています。

20ページの方は、地域活動の改善点としてあなたがお住まいの地域における活動について、改善すべき点があるとすれば、それは何ですかということで、活動の為の情報を充実させること、また活動の担い手を充実させること、それから地域のまとまりを高めることというような順番で改善点が多くなっています。21ページは年代別、22ページは地域別ということですが、地域についてはあまり変化はないと思います。

それから22ページは、町内会が担う役割として聞いたところ、一番多かったのは防犯・交通安全、それから防火・防災、続いて清掃・衛生ということで、これらベスト3が町内会の担う主な活動となります。ただ壮年者層、高齢者層では、高齢者介護の支援や高齢者の生きがいくりの割合が他の年代と比べて高くなっています。

24ページからは、市民活動、ボランティア、NPO等の参加状況を聞いております。どのようにボランティア活動に関わっていますかということに、参加したことがある、活動の発足、組織運営に関わったことがある

というのはまだまだ少ないですが、関わったことはないが、今後は関わってみたいというのが割合として非常に多くなっていて、市民活動への参加意識が高いのではないかと思います。今後活動していく可能性がある人がいるということですから、指針に書かれた事業によって、活動の機会や参加の同意を得られれば、大幅な活動の拡大をしていくのではないかと思います。町内会の加入率が高い割には、こういったボランティア活動に対しては非常に低いものですから、こういうことをまた検討していきたいと思っております。

26 ページは、参加した活動内容ということで、一番多いのが祭り・盆踊りで、その次に清掃・衛生となっており、この2つが上位になっております。また、参加の割合が非常に少ない分野もあり、こういった分野につきましては、今後どのように充実させていくのかといった課題も見えてくるかと思います。

27 ページが参加したい分野につきましてで、どんな活動をしたいですかという問いに対してポテンシャルが高い活動分野は、防犯・交通安全、子育て支援となっております。

28 ページでは活動に参加できるための条件として、今後どのようなことが整えば、ボランティア・NPO等の活動に参加したいと思いませんかという問いに、1番は時間に余裕ができれば、もしくは自分の関心がある内容であればという2つの大きな要件が、市民活動に参加するキッカケ、条件となっております。

29 ページでは、町内会とボランティア・NPOの役割分担についてで、地域における町内会とボランティア・NPO等の役割分担としては、内容によってお互いが役割分担しあうのが良いとお互いが協力するのが良いがそれぞれ高くなっておりますので、ある程度の役割分担の下にお互いを理解・協力することが求められています。また、地縁型とかテーマ型とかいろいろありますので、それらについても両者の連携とかの仕組みづくりを協議していかなければならないと思います。

30 ページからは条例の認知度として、最初に自治基本条例のことについて聞いております。内容をある程度知っている、内容は分からないが名前を聞いたことがあるという答えを足しても32.1%で、年齢が上がってくると認知度も上がってきますが、それでもまだまだ低い状況です。

31 ページでは市民参加条例の認知度についてですが、自治基本条例よりも認知度が低い結果となっております。アンケートと平行してリーフレット作成も進めておりますので、そういうもので認知度を高めていく予定です。

32 ページが市民の意見の反映状況で、安城市では市民の意見が十分市政に反映されていると思いませんかという問いに対して、市民の意見の市政

への反映については反映されているよりも、反映されていない方が高くなっています。どのようにしたら、市の施策に市民の意見がよりよく反映されると思いますかという問いに対し、こちらの方は市民が市政に関心を持つというものが一番多く、次に市が市民の意見をよく聞くとなっておりますので、市民、市双方から、意思疎通をする必要があるのではないかと思います。

34 ページは市民参加の機会ということで、安城市では市民参加の機会が十分に用意されていると思いますかに対して、約6割の人が参加の機会が十分に用意されていないという結果になっております。特に30歳代、50歳代、60歳代にその傾向が見られます。

次に市政への参加ということで、あなたはどのようなかたちで市政に参加してみたいですかということで、アンケートなどに回答するが72%と圧倒的に多くなっています。直接的な参加より、受動的・間接的な参加意識が多くなっています。

36 ページからは協働の機会、内容、方法で、市民協働の認知度を尋ねています。あなたは市民協働をご存知でしたかに対して、内容をある程度知っていると、内容はわからないが名前を聞いたことがあるを足しても18.4%でした。まだまだ市民協働という言葉や、意味自体の理解が十分なされていないことが分かります。

37 ページは、協働に関する指針や市民協働推進条例の認知度に関して、あなたは安城市が協働に関する指針や市民協働推進条例づくりを進めていることをご存知でしたかに対して、知っていたという方が全体で5.9%と非常に低くまだまだ知られていないので、情報の提供方法を検討していきたいと思います。

38 ページは、市民協働推進条例への関心で、市民協働推進条例の内容や策定の過程について関心がありますかに対して、とても関心がある、少し関心があるを足すと49.6%で、約半数の人が関心を持っており、認知度は低いですが、関心度は高い結果が出ています。また、協働に関する指針や市民協働推進条例の制定によって、どのような効果を期待しますかと聞いたところ、行政の役割が明確になり、市民と共に市政が行われるようになる、続いて市民と市のまちづくりの効果が高まると期待している結果が出ています。

40 ページが市民及び安城市の役割として、市民協働を進めるうえで、市民－安城市の役割はどのようにすべきだと思いますかという問いに対して、①から⑭の項目についてひとつずつお聞きしています。その中で、子育て支援、地域施設の運営、自然の保全、国際交流の4項目において、安城市が主体的に行うべきという数値が高くなっております。それから、市民と協働して行うべきでは、パトロール、それから防災に関する活動、イ

ベントの開催等が、安城市と市民が協働して行う役割として、アンケート結果が出ています。

4 2 ページから協働のまちづくりの推進方策として、安城市は市民や地域へどのような施策・取組みを行う必要があると思いますかに対して、市政に関する情報をわかりやすく公開するが、町内会などの地域団体と市役所との連携を強化するなどの協働の仕組み、機会を提供だとか、活動資金、場所、人材、育成などについて支援する項目が上位に上がっています。

4 4 ページから公共施設の利用ということで、あなたが過去 1 年間に利用したことがある公共施設を教えてくださいに対して、地区公民館や中央図書館の利用は非常に高いことになっています。市民活動センターを利用したことがないといった人は、少ないという結果がでています。それから回答なしという方は利用したことがないと推測されますので、約 2 割の方が利用したことがないかと考えられます。

4 6 ページ、活動しやすい公共施設の運営とありますが、設備の充実、手続きの簡略化、休館日・開館時間の見直しなど、活動しやすい施設運営が望まれています。

それから 4 7 ページからは自由意見となっています。自由意見につきましては、1 7 9 人の方から 2 2 2 件の自由意見が出ております。まだ全部を分析しきれていませんが、たくさんの意見がございますので、また目を通していただけたらと思います。

5 9 ページからは、今回のアンケートの調査票を参考として載せております。

このアンケートの調査結果を元に、提言という形で協働の指針に盛り込んでいきたいと思っています。アンケートについては以上になります。

加藤会長： ご苦労様でした。ただいまの発表に対して、質問等がございましたら、挙手をよろしくお願いいたします。

大参副会長： 町内会への加入方法が分からないが 1 6 % ですが、市の方で勧誘とかできないのですか？

事務局： 市民課での転入の手続きの際には、町内会への加入の案内は渡しております。後は、個別の電話の問い合わせには対応しております。

大参副会長： でも、1 6 %の方が知らないというのはおかしいですね。ちょっと意外だなと思って…

横山委員： 知らないじゃなくて、知ろうとしてないんだと思いますよ。

大参副会長：　なんか残念ですね。

加藤会長：　例えばうちの町内会ですと、マンションがありまして、いろいろなどころにお願いするのですが、最後に言われるのはそんな会に入ってどんなメリットがあるのですかって。メリットは特にはないですが、町内会に入っていると震災の時とかに安否確認とか情報とか連絡させていただきますとのお答えします。

それで逆に、あなたは安城市の市民になってどんなメリットがありますかと聞くと、特に無いとの答えだけです。しかし、同じマンションの中でもあって、協力したいといった方もいらっしゃいますので、そのような方には協力していただきたいと思います。また一戸建ての方には、地区に組長さんがいまして、その人からお願いを申しあげて入ってもらうようにしています。

昇委員：　メリットとかの話でなくて、同じ空間で生活しているから最低限の話ですよ。最高裁は法律的に強制しちゃいけないという判決をしましたが、ごみの持ち出しとか同じ空間で暮らす最低限の道德ですよ。

横山委員：　うちの地区は、最南端の田舎ですがマンションがあります。その人たちが言うのは、そこに永住しないからといって未加入の人たちがいるのです。ごみステーションの話ですが、ずっと住んでいる人たちがごみ当番をしています、ごみの分別がされていないと業者さんが持っていつてくれないのです。そこにたまたま未加入の人がごみをすてに来て、その人たちが町内会に未加入だろと言ったら、返ってきた答えが、ごみは町内会が集めるのではなくて、市が集めるのだろうと。俺は市民税を払っているんだという話になると、同じブロックに住みながら、後々まずい問題が出てくるんですね。そこで、アパートができると管理者の方に、ここに入居される方は町内会に加入することを前提に入居していただきたいということに協力してもらっているんですね。もちろん町内の役員さんがお願いに行くこともありますが、いろいろな工夫をして、可能な限り町内会に入っていただくようにしています。

草薙委員：　私もここに住んで40年になるのですが、48ページを見てください。男性30歳代です。現在在住しているところは、古くから住んでいる方と私たちのように新しく住んでいる人とが混在している。町内会には、管理会社からの依頼もあり加入しているが、実際にあまり活動をしているわけではない。新しい住民でも、町内会活動や市民協働について大きな関心を

持ち、参加意欲を持っている人もたくさんいるように思う。古くからの住民の方々が新しい人を入れてあげたいという気持ちが高くなれば、もう少し町内会の活動にも参加しやすくなるのではないかと書いてあります。お互いにお互いの立場をよく見合っていけば、町内会会長がいかに苦労して見えるのか、重々分かっておりますが、新しい人には新しい人なりの事情があると思いますので、お互いの立場を尊重しながら、協力して町内会の加入率を上げたいなと思います。

古濱委員： 最後一言感想を述べたいと思います。私たちは年間に4,500～5,000人位の子どもたちと接して活動をしています。本日のアンケートもそうですが、協働や自治基本条例に関するもののアンケートがいくつもありました。関心をもっていない、参加したことがない、それを知らない、というような市民の方がいかに多いか。それがこのアンケートの中からも推察できます。協働に関する指針を策定していかれると思いますが、このあんなにつくられた、10個のプランが本当に市民の中に形になって浸透していけば素晴らしいと思います。また、浸透したときに、このアンケートの%がグッと超えていくのではないかと、そんなことを思いました。

私たちは日々いろいろな活動をさせていただいております。その中でもお母さんとふれあいます。公園の方ともふれあいます。それからまちづくりの方にもお目にかかるのですが、活動できている、活動に関心のある人たちがいかに少ないかと分かります。活動をしている私たちが、活動できない人、活動に感心のない人に、いかにこちらに向いていただけるようないい活動をしていくか。そういったところから広げていかないと、回覧板で回すか、策定したから回覧板に入れたよ、行政のどこかに置いてあるよ、ネットで見れば分かるよと、そういったことでは決して広がらないと思います。活動できている私たちが、こつこつ広げていくというこの小さな一歩が、いつかは安城市の中の高い%のなかに、現れるのではないかと思いました。

今、私たちがやっている活動を、とにかく地道に広げていけば良いのではないかなと、今言えることはそうなんじゃないのかなと思いました。感想です。ありがとうございます。

大野委員： 32ページの質問の形容詞に、十分市政に反映されていますか。それで回答が思う、やや思う、あまり思わない、思わないに十分をつけますと、反映されていることが大前提で十分では思わないという答えなのか、市政に反映されていないよという答えなのか、すごく分かりづらいので、質問の方に形容詞を入れないようお願いしたいと思います。34ペー

ジの答えにも、十分用意されていないと書いてあるのですね。十分には用意されていないと捉えられてしまうので、こういうのは本意じゃないと思うので、選択する答えの方に形容詞を入れるほうが、答える私のほうも答えやすいのでお願いしたいと思います。

加藤会長： 貴重な意見なのでよろしくお願いいたします。それでは予定していた時間も少し過ぎましたが、第7回目の会議を終了させていただきます。ありがとうございました。

3. その他

事務局： それでは、その他ということで事務局より説明させていただきます。
次回は11月24日木曜日午前9時30分から、場所は今日と同じ第10会議室で行いますので、ご予定の方よろしくお願いいたします。

どうも長時間にわたり、ご審議いただきありがとうございました。以上をもちまして第7回の審議会を終わらせていただきます。
ありがとうございました。

17:05 終了